平成２１年（フ）第１７０１６号
東京都葛飾区西水元５丁目４－２－102
債務者　新田　宗春
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　徹也
4　破産債権の届出期間　平成21年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０７号
東京都江東区猿江２丁目16―23―816
債務者　牛田順一郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　道則
4　破産債権の届出期間　平成21年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５号
茨城県下妻市大木1293番地
債務者　奥村　欣一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門井　節夫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０６号
茨城県下妻市大木1293番地
債務者　奥村　久子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門井　節夫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０８号
茨城県下妻市大木1293番地
債務者　奥村　俊一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門井　節夫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４８号
青森県八戸市小中野４丁目３番45号　くつろぎ保養館、前住所青森県八戸市大字白銀町字三島下24番地
債務者　中嶋　剛一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
千葉県八千代市ゆりのき台６丁目17番地１フローラＢ―102号
債務者　床井　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９１８号
千葉市稲毛区六方町93番地２
債務者　瀧澤　竜雄
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３５号
千葉県市川市東国分１丁目30番12―303号市川マタイマンション
債務者　竹内　浩明
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３６号
千葉県市川市東国分１丁目30番12―303号市川マタイマンション
債務者　竹内　芳美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５１号
千葉市若葉区貝塚町1549―２サニーコートマルヤ102号、住民票上の住所千葉市中央区大森町532番地15
債務者　宮口　賢慈
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９６９号
千葉市若葉区加曽利町864番地28　ＳＥアパートメント201号
債務者　庄野　知幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７５号
千葉市花見川区検見川町３丁目301番地４セブンイレブン検見川ビル203号
債務者　島田　昭良
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８１号
千葉県市川市中国分３丁目12番８号　清パレスⅠ　101号
債務者　長谷川伸久
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８２号
千葉県市川市中国分３丁目12番８号　清パレスⅠ　101号
債務者　長谷川千保
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２２１０号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字丸山43番地コーポ丸山201号
債務者　橋本美加子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部